

## 第2回 規制改革推進会議 議事録

1. 日時：平成28年10月6日（木）9:59～12:05

2. 場所：中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、飯田泰之、江田麻季子、古森重隆、高橋滋、野坂美穂、長谷川幸洋、林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏、吉田晴乃

（政府）松本内閣府副大臣、務台大臣政務官、西川内閣府事務次官、羽深内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、福島規制改革推進室次長、佐脇参事官、渡邊参事官、佐藤参事官、中沢参事官、西川参事官

（観光庁）蝦名次長、西海観光産業課長

（厚生労働省）北島生活衛生・食品安全部長、榊原生活衛生・食品安全部生活衛生課長

4. 議題：

（開会）

1. 規制改革推進会議の進め方等について
2. 「規制改革ホットライン」集中受付の実施について
3. 民泊サービスについて
4. 地方における規制改革について

（閉会）

5. 議事概要：

○大田議長 おはようございます。時間となりましたので「規制改革推進会議」第2回会合を開会させていただきます。

本日は八代委員が30分ほど遅れると伺っています。残りは全委員が御出席です。きょうから実質的な議論が始まりますので、どうぞよろしく願いいたします。

山本大臣は、国会対応のため御欠席です。

松本副大臣、務台大臣政務官に御出席いただいております。よろしく願いいたします。

それでは、恐縮ですが、報道関係者の方はここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○大田議長 それでは、議事に入ります。議題1「規制改革推進会議の進め方等について」お諮りいたします。事務局より説明をお願いします。

○佐脇参事官 それでは、説明いたします。

お手元の資料1-1をごらんください。「規制改革推進会議の進め方について（案）」

でございます。簡単に御紹介いたします。

「1. 会議の開催」。来年6月までの1年間のサイクルにつきまして、頻度として月1回ないし2回を基本とし、計画的かつ弾力的に開催するとされております。

2と3は、本会議の下に構成される下部組織に関する記述でございます、「2. 部会」につきましては既に1回目の会議で行政手続部会が設置されておりますが、部会報告の取りまとめの手續等について(2)で書いてございます。

3はワーキング・グループ(WG)等でございます。(1)で4つのワーキング・グループの設置の記載でございます。行政手続部会同様、農業につきましては既に1回目で設置済み。本日、人材、医療・介護・保育、投資等の4つのワーキング・グループの設置ということ、この案をもってお決めいただく形になります。

(2)につきましてはホットライン対策チームの設置。(3)につきましては公開ディスカッションの実施につきまして記載してございます。

4は審議方法でございます、本会議の審議案件につきましては会議全体で取り組むべき重要課題、省庁横断的な課題、国家戦略特区と連携して全国での実施を目指す事項等を取り扱うと書いておりますし、それに加えまして本会議での議論の前に専門的検討を行ったほうが望ましい課題について、必要に応じタスクフォースを置き、議長は委員の中から主査を指名するという、タスクフォースの設置に関する記述がここにあります。本会議はワーキング・グループとよく連携するという観点から、審議状況の報告を受けます。その上で6月をめどに答申を取りまとめるわけでございますが、本会議の審議を経て答申を取りまとめることと、必要に応じ中間取りまとめを公表ということが書いてございます。

また、本会議、ワーキング・グループともに意見を適宜発表するという、機動性を重視する観点から事後承認も可能であると書いております。

資料1-2に移ります。先ほど申しましたワーキング・グループ、その他の役回りの割り振りににつきまして、構成員名簿案ということで御提示してございます。農業ワーキング・グループから投資等ワーキング・グループにつきまして座長、座長代理、構成の基本的な委員の方々。それから、タスクフォースとホットライン対策チームの主査、そして公開ディスカッションの担当の名前が記載してございますので、御確認ください。

資料1-3でございます。規制改革ホットラインの運営方針でございます。ホットラインの趣旨につきましては平成25年3月以来、内閣府規制改革推進室のホームページ上で開設しているものを中心に書いてございます。ホットラインの取り扱いにつきまして以下、手續等が書いてございまして、まずは先ほどの構成員の案にもありましたホットライン対策チームにつきましてチームを設置すること。構成員といたしましては主査のほか、各ワーキング・グループ、手続部会より原則として座長代理、部会長代理としての方を1名ずつ、参加を募ることになってございます。

提案の取り扱いでございますけれども、ホームページ上の提案が中心となると思いま

すが、規制改革推進室において事実関係の確認、精査等を行った上で、関係省庁へ検討要請事項を選定します。2週間をかけた上で関係省庁から回答を得て、直近の会議に報告し、ホットライン対策チームの主査の了解を得て、ワーキング・グループごとに分類したものを提出することになってございます。

(2)におきましては、その後どのように仕分けをしながら検討を深めていくかということについて書いてございまして、ワーキング・グループで検討すべき事項や、緊急案件は本会議そのもので検討し、それについて関係省庁から出てきました意見を精査しつつ、引き続き会議本体あるいはワーキング・グループで調整、交渉を行っていく案件に仕分けながら、効率的かつ適切な運営をしていくという手続を書いているわけでございます。

最後に、規制改革推進室の対外的な対応について書いてございますけれども、回答内容、審議結果、関係省庁の措置等々につきまして、わかりやすく内閣府ホームページで公表することになってございます。

続きまして資料1-4でございます。先ほどの1-1、1-2に出てまいりましたタスクフォースにつきまして、案としてまとめているものでございます。

1の設置でございますが、本会議で取り上げる案件のうち、本会議での議論の前に専門的検討を行ったほうが望ましい課題について、必要に応じタスクフォースを置き、議長は委員の中から主査を指名するとなります。

構成でございますが、議長、議長代理、主査、議長の指名する委員となっております。

議題は本会議で決定することとし、運営はワーキング・グループの運営に準ずるということで、議長と主査が協議の上、進める形になってございます。

次の資料1-5、資料1-6は、重要事項とフォローアップ事項につきまして項目を整理した資料になってございます。当面の重要事項といたしましては、農業の流通改革、転職支援、介護サービス改革、デジタル社会進化のための規制の徹底改革、そしてインバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革、この5項目を柱として重要事項として検討を進めていってはどうかという案になってございます。

資料1-6の重点的フォローアップ事項でございますが、継続的に検討すべき重要な案件といたしまして、本会議、ワーキング・グループにおいて対応すべき主要な項目が整理して記載されてございます。本会議につきましては民泊サービスにおける規制改革、地方における規制改革、地方版規制改革会議、その他、各ワーキング・グループ関連の主要事項については記載のとおりでございます。

以上でございます。

○大田議長 当面の重要事項につきまして補足の説明をしておきます。

まず農業の流通改革ですが、これは生乳指定団体制度の改革、資材の流通、生産加工につきましては、前会議からの引き継ぎ事項として今、先行して農業ワーキング・グループで御検討いただいております。

輸出ですとか農業の6次産業化を阻害している法律ですとか、時代に合わないものの総

点検ということで、攻めの農業に資する法制度の総点検を掲げております。

2番目の転職支援はアベノミクススタートのころに、失業なき労働移動というキーワードが掲げられておりました。前の規制改革会議でも失業なき労働移動ということを支えるために、ジョブ型正社員の雇用ルールの整備ですとか、雇用仲介事業の規制の見直しですとか、雇用終了のルールといったことを検討してまいりました。その延長で今会議でも転職して不利にならない仕組みをつくる、あるいは人材紹介の担い手の多様化を図る、その一環として公務員の採用、転職というものも柔軟にしていくべきではないかということ議論してはどうかと考えています。

3番目の介護サービスの多様化。現在は介護サービスというのは事実上、介護保険の給付と結びついておりますので、多様なニーズに応じて給付を充実させますと、そのまま保険料の負担増につながってまいります。これでは介護における潜在的なニーズに応えることができませんし、介護で働く方のお給料もふえません。これを厚みのあるマーケットにして育てていく。そして保険給付と自己負担を組み合わせでいろいろなサービスを購入できるようにするというのが介護サービスの多様化。混合介護という呼ばれ方をしております。

それから、特養の待機、入れずに待っている高齢者の方がたくさんおられます。要介護度4、5の方もたくさんおられます。これらの方が特養には参入規制があって、十分に利用できないという状態がございます。特養の担い手の拡大というのは、これまでの規制改革会議でも取り上げてまいりましたが、引き続きこの担い手を多様化、拡大するということを検討してまいりたい。

4番目、デジタル社会進化のための規制の徹底改革。ITのすぐれた技術が日本にはあり、ニーズもあるのに規制が邪魔をして十分にそのITの恩恵を受けられていないという事項をこの際、総ざらいする。例えば前会議で遠隔診療を広く実施できるようにするという改革はいたしました。しかし、診療報酬の対象にはなっておりませんので、医師の側では遠隔診療を進めるインセンティブがないといったような例がございます。こういうものを総ざらいしていく。

5番目はインバウンド支援、オリ・パラ成功への規制改革。インバウンドで国内のさまざまなところで需要がふえている。オリ・パラの時期はさらに需要が急増いたします。こういう来日客増加に対して何がネックになっているのかというものを総点検していく。それから、オリ・パラというのは日本の生活の利便性ですとか、高い技術力を実感してもらうチャンスですので、ここに規制のネックはないのかというものを幅広く案件を抽出していきたいと思っております。

きょうスタートいたしますワーキング・グループで、この重要事項それぞれ1番は農業ワーキング・グループ、2番目は人材ワーキング・グループ、3番目は医療・介護・保育ワーキング・グループ、4番目は投資等ワーキング・グループ、5番目は本会議案件ということで念頭に置いていきます。

重点的フォローアップ事項も、それぞれのワーキング・グループで検討課題の1つとして取り上げていただければと思っております。

以上、資料1-1から資料1-6についての御説明ですが、御意見、御質問をどうぞよろしく願いたします。

○古森委員 資料1-5の「1. 農業の流通改革」ですけれども、ここに書いてあること以外に、農業を考えたときに一番大事なのは土地の利用の問題です。所有権の移動なども含めて自由化することが一番大事ではないかと考えておりますが、その点を検討に加えていただきたいと思います。つまり、なかなか土地を手放さない、他人に貸さない、売らない、休耕田にしているなどがあり、そこが一番大きな問題ではないかと思えます。

○大田議長 ありがとうございます。前回の会議でも農地中間管理機構の創設ですとか、農地を検討する農業委員会の改革といったことに取り組んでまいりましたが、今の意見についてもワーキング・グループでも御検討いただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。安念委員、どうぞ。

○安念委員 人材ワーキングの座長を仰せつかりましたので、それとの関係で1つ伺いたいと思います。

きょうの資料1-5と資料1-6で、引き継ぎ事項等で当面の宿題として必ず取り組まなければいけない課題をいただきました。これから当ワーキングとして検討を進めていくに際して、前回の規制改革会議での雇用ワーキングで、特に鶴座長を中心に大変な御尽力があって、そこでの研究、提案の膨大な蓄積があり、もちろんその全てを引き継げるというものではマンパワー的にもないと思うし、私がとても鶴さんの代わりなんかできないのでそれは無理なのですが、そういったものの成果というのは当然、引き継いでよいし、引き継ぐべきものだというふうに認識しております。その認識で誤りがないと言っていたけるとありがたいなということでございます。

○大田議長 引き継ぎ、さらに発展させていくということだと思います。

○安念委員 わかりました。ありがとうございます。

○大田議長 ほかいかがでしょうか。

本会議で取り組むべき案件としては、会議全体で取り組むべき重要事項、省庁横断的な課題、国家戦略特区と連携して全国での実施を目指す事項などとなっております。これまでも第1回の会議で公的業務の民間活用の拡大といったようなテーマも出されておりますが、それ以外に何か本会議で取り組むべきというものがありませんでしたら、どうぞ御意見ください。

○古森委員 医療、医薬、介護などのテーマがございそうですね。それは当然出ていることだと思うのですが、今、医療と医薬で海外からの輸入の入超が2兆5,000億から3兆円ぐらいあるのです。

なぜ入超なのかという原因の大きな1つは、認可に要する期間が長い。時間がかかる。それから、かなり細かい。例えば今、変わっているかどうかわかりませんが、ITの

システムを機械ごとに認可を得なければいけない。ジェネラルなものがあっても機械ごとに認めていただかないといけない。それで結局、発売が遅れる。発売が遅れると海外から先に入ってくる。先にやられる。これは大きな問題だと思います。これも1つぜひ取り上げていただければと思います。これは国の外貨の入超とか、国際競争力という観点から、当然議論に値する問題だと思います。

○大田議長 これは医療のワーキングと投資等ワーキングに関係しますが、こういう御意見があったということ踏まえていただければと思います。

○大田議長 はい、森下委員、どうぞ。

○森下委員 先ほどの古森委員の発言に追加なのですが、これは最初るとき、前回の規制改革会議でも医薬品を取り上げていて、医薬品の場合、一度規制を変えると時間がかかるので、しばらく様子を見ていただく期間が続いていたのかなど。今回新しく推進会議が始まって、ちょうど時期的には見直しをしてもいい時期だと思いますので、ぜひ取り上げていただきたい。

一方で健康・医療戦略室で戦略参与をやっておりますけれども、こちらのほうでも今の医薬品の規制のあり方が必ずしも先ほど言われたように最先端のところには追いついていないのではないか。もう少しこども規制改革推進会議で取り上げてやるべきではないかというのが、戦略参与会合のほうでも意見として取りまとめられているので、それを伝えてくれと私は言われていますので、そういう意味で健康・医療戦略室とも連携しながら、ぜひそこはお願いしたいなと思います。

○大田議長 ほかにいかがでしょうか。江田委員、どうぞ。

○江田委員 本会議の存在意義及び多くの方たちにこの活動を知っていただくための広報のニーズといったものが、その件に関しましては本会議で扱う議題ということなのでしょうか。

○大田議長 広報をいかに進めるべきかが議題になるということはありませんが、広報体制については検討しまして、またお諮りしたいと思います。議論自体が活性化していることが一番の広報だと思いますので、よろしくお願いたします。

ほかよろしいでしょうか。それでは、御異議がなければ資料1-1から資料1-6について原案のとおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

議題2に進みます。「『規制改革ホットライン』集中受付の実施について」をお諮りします。事務局より御説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 資料2「『規制改革ホットライン』集中受付の実施について(案)」でございませぬ。

先ほどホットラインの運営方針について御決定をいただきましたけれども、このホットラインにつきまして、通常のホームページの受付に加えまして、関係団体、地方自治体、

経済団体等に積極的に提案を働きかけるという形で集中的な周知活動を行いまして、さらに多くの御提案をいただきたいということで、前の会議でもやっておりましたけれども、集中受付という形でキャンペーン活動をやっちはいかがかという御提案でございます。

2ポツ目の期間といたしましては、11月1日から30日の1か月間ということでございまして、3ポツにございますように日常生活・事業活動において不便を感じている、あるいは改善を図るべきと考える規制・制度につきまして、具体的な提案を幅広く募集するというので、集中的な広報活動を政府広報なども活用して行い、働きかけなども集中して行って、どんどん提案を出していただくことで進めていっちはいかがかという御提案でございます。よろしく願いいたします。

○大田議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問がございますでしょうか。吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 ソーシャルメディアをどう使うとか、広く拡散させるにはどんな方法があるのか、という話もあると思うのですが、なかなかこれぐらい年長者と言ったら失礼なのですけれども、シニアの方々が集まると若い方々のツールがわからないものですから、こういうときに広報活動も含めてということになるのでしょうか。例えば学生さんみたいな方々にタスクフォースに参加していただくとか、若い方々に拡散方法を聞いてみるなんていうのはあってもいいのかなど。そういう方々のお知恵をいただくようなワーキング・グループではないのでしょうか、タスクフォースというか、そういった知恵を借りる方法を検討してもおもしろいのではないかとふと思いました。

○大田議長 この件、事務局からありますか。

○渡邊参事官 広報活動をどういう形でやっていくかというのは、まさに今、検討しておりますので、御意見も含めて検討してまいりたいと思います。

○大田議長 ほかに何か御意見は。飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 少し重ねて広報活動についてなのですが、例えばこういった会議で議論されたものをメディアで取り扱ったり、SNS上で発言したり、または番組の中で取り上げたりするときに、事務的な意味で誰に相談していけばいいのかという意味で、広報の場合の相談相手といいますか、担当する事務方を決めておいていただくと、比較的スムーズなのかなど。今ですとそれぞれワーキングのというふうになると結構分散してしまったりもするので、担当の方がいると助かるなと感じます。

○佐脇参事官 私が担当でございます。参事官の佐脇でございます。

○大田議長 では佐脇参事官、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。それでは、御異議がなければ原案のとおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

それでは、議題3の民泊サービスにはいります。これは前会議で答申をし、まだ法案に至っていないという段階で御説明を伺います。本会議案件であるインバウンド支援の重要なパーツでもあります。

民泊サービスにおける規制改革の経緯について、まず事務局より御説明をいただいた後で、法案の検討状況について観光庁、厚生労働省より御説明をいただきます。

(観光庁、厚生労働省入室)

○大田議長 きょうは観光庁から観光庁次長の蝦名邦晴さん、観光産業課長の西海重和さん。厚生労働省から生活衛生・食品安全部長の北島智子さん、生活衛生・食品安全部生活衛生課長の榊原毅さんに御出席いただいております。よろしくお願いたします。

まず、事務局から御説明をお願いします。

○渡邊参事官 まず事務局から資料3-1に基づきまして、これまでの経緯を簡単に御説明申し上げます。

資料3-1の1ページ、民泊サービスについては前の規制改革会議の第3期から議論をずっと行ってございまして、平成27年6月の第3次答申、それを踏まえました規制改革実施計画におきまして、いわゆる民泊サービスにつきまして実態の把握を行った上で、幅広い観点から検討し、結論を得るということをまず決定いたしました。その後、この計画に基づきまして、まず規制改革会議におきましては10月から本会議、地域活性化ワーキング・グループで議論を行いまして、関係省庁のほか有識者、事業者、業界等からのヒアリングを重点的に行ってまいりました。

その後、関係省庁としての検討の場として、11月から厚労省、観光庁が共同事務局として、「『民泊サービス』のあり方に関する検討会」というものを設けまして、関係省庁の側でも議論を行っていただきました。その過程で規制改革会議といたしましては、12月に会議としての意見を出しまして、検討のスピードアップでありますとか、一定の民泊サービスにつきましては旅館業法適用除外とした上で必要な規制を新たに行うことも含む抜本的な対応の検討も含めた見解を出してございます。

さらに検討がそれぞれ進みまして、明け28年3月には検討会におきまして「中間整理」が取りまとめられまして、「早急に取り組むべき課題」と「中長期的に取り組むべき課題」というものをに分けまして、まず法改正の要らないような「早急に取り組むべき課題」をまず実行しようということで、旅館業の一番基準の緩い簡易宿所について延床面積、それまで33㎡という基準があったものを一人当たり3.3㎡ということで、基準を緩めた形でやることを早速政令改正をして、28年4月1日から施行がされております。その時点で「中長期的な課題」とされたことを含め、さらに検討が行われまして、5月の規制改革会議の第4次答申、それから、それを踏まえました6月2日の規制改革実施計画で、新たな枠組みとしての民泊サービスについての決定を行ったものでございます。

概要としてここに記載をしておりますけれども、一定の要件、年間提供日数上限などを満たす民泊サービスを推進できるように、家主居住型と家主不在型の類型に分けまして規



制体系を構築する。これによりまして住宅としての扱いということで、住居専用地域でも実施可能とするということでございます。

いずれの類型も現在は旅館業法上の許可が必要なわけでありまして、届出制にした上で、家主居住型につきましては利用者名簿の作成・保存でありますとか、必要な衛生管理措置、外部不経済への対応ということで苦情への対応などの義務を住宅提供者に課した上で民泊を届出制のもとに認めるということ。それから、家主不在型につきましても届出制ですが、不在型でありますので民泊施設管理者というものを登録制のもとに設けて、管理委託あるいは本人が自身を管理者として登録することも可能でありますけれども、そのような管理者を設けた上で居住型と同様な義務を課すということでございます。

さらに現在、仲介事業者がホームページで仲介を行う民泊が実態として進んでいるわけでございますけれども、仲介事業者につきましても登録というものを義務付けまして、取引条件の説明でありますとか、民泊の表示など一定の義務を課すということで、このような新たな枠組みを設けた上で、法案を平成28年度中、すなわち来年3月末までに出すということで実施時期を決めまして、現在、厚労省、国交省で御検討いただいております。

また、その後、検討会でも6月20日に、閣議決定の内容も踏まえまして、「最終報告書」を取りまとめているという経緯でございます。

その後ろのページに本年6月の答申、実施計画の民泊部分の抜粋を付けてございます。2ページ目と3ページ目が答申の抜粋でありまして、この2ページ目の真ん中辺りに「したがって」とございまして、この前書き部分を除いた「したがって」以降の結論部分を全てそのまま閣議決定いたしましたのが、4ページと5ページの規制改革実施計画でございます。先ほど概要の御説明をしましたが、概要で触れていない部分を補足して申し上げますと、4ページ目の四角の中の上のほうでありますけれども、「この新たな枠組みで提供されるものは、住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度とする」ということを、方針としてこの時点で決定をしております。

さらに、なお書きとして幾つか並べてございまして、まさに今、現行の実態として進んでいる民泊もネット仲介として進んでいるものでございまして、その利便性を損なわないようにということで、新たに設ける届出、登録といった手続きにつきましても、インターネットの活用を基本とし、住民票等の添付を不要とすることを検討するなど、利便性に十分配慮するということ。それから、その下でありますけれども、それにあわせてイコールフットィングの観点から、既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについても早急に検討することにしてございます。

さらにその下、類型ごとの規制の枠組みを書いておりますが、特に報道などでも議論になりますのは、中ほどにあります日数の関係でございますが、1. (1) ③に書いてございまして、既存のホテル・旅館とは異なる住宅として扱えるようなものとすべきであり、半年未満という年間提供日数上限を設ける、180日以下の範囲内で適切な日数を設定

するというこの時点で決定をいたしまして、具体的に180日以下の範囲内でどのような日数の設定をするかというのは、法案の検討の中で今、厚労省、観光庁で御検討いただいているという状況でございます。

事務局の説明は以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

続きまして観光庁、お願いいたします。

○蝦名次長 それでは、お手元の資料3-2に基づきまして、検討状況の御説明を申し上げたいと思います。

1 ページめくっていただきますと、規制改革実施計画の概要を今、御説明いただきましたものと同旨でございますので、省略させていただきます。

2 ページ目は、厚生労働省、観光庁でやりました検討会の報告書でございますが、これも今、アウトラインで御説明をいただきましたものと同旨でございますので、3 ページ目から御説明を申し上げたいと思います。

3 ページ目が新たなスキーム図、これは規制改革の計画、それから、検討会での報告を受けまして、それを模式化してあらわしたものでございます。繰り返しになる部分もありますけれども、この中で住宅の提供者、下の図でございますけれども、家主居住型と家主不在型。居住型の場合は届出、不在型の場合は管理者にきちんと登録をして管理をしていただくということでございます。仲介業者はネットでの仲介業者でございますが、この方も行政庁に登録をしていただくというスキームを基本として考えてございます。

上の基本的な考え方のところでございますように、2つ目の○ですけれども、住宅を活用した宿泊の提供ということで、1日単位で利用者に貸し出すものということで、一定の要件のもとで有償かつ反復継続するものという形で民泊を定義づけております。

※のところ少しありますけれども、旅館・ホテルと異なる取扱いをするということで、先ほど御説明がございましたように一定の日数制限を基本として考えるということでございます。これは旅館業法のいわば規制緩和だということと、住居専用地域のようなところでも住宅として扱うことで民泊を実施可能としてまいりますので、一定の制限を設けていくということでございます。

また、真ん中の図のあたりにもございますけれども、いわゆるシェアリングエコノミーというインターネットを活用したサービスであるということで、インターネットでマッチングをさせ、行政手続のいろいろな登録や届出手続も、インターネットを介して行えるようなことを基本に考えていきたいということで、ただいまシステムの検討などもあわせて並行して行っているところでございます。

4 ページ、現在の作業の状況でございますけれども、基本的な方針のところでございますように、規制改革の実施計画を踏まえまして今、私どもと厚生労働省と一緒に民泊の新法並びに旅館業法の改正につきまして、次期通常国会の提出に向けて法案化の作業をしております。内閣法制局等との議論も重ねているところでございます。

2番目でございますけれども、先ほどの御説明にもございましたように、既存の旅館業法体系ではなくて、別の法体系という形で今、整備を検討しているところでございます。また、既存の旅館業に対する規制の見直しについては、旅館業法の改正等、厚生労働省で御検討をいただいております。

主要な論点の調整状況といったことでございます。1つは①にございますが、年間提供日数の制限ということで、180日以下の具体的な日数で設定するというところでございます。これは関係の業界もたくさんございまして、旅館業界はもっと非常に短い日数で設定してくれということを主張されております。また、新しく参入を希望されているような業界の方々も、年間なるべく長く180日の上限というところで設定してほしいというような主張をされてございます。

また、旅館業界からは上限だけではなくて募集できる期間をなるべく連続して、何月何日から何日までといったような募集できる期間を設定して、一旦設定して届け出た日数は変更しないようにという御主張もいただいております。他方でホームステイ型のように毎週末でやるとか、そういうふうにパターンによっては連続しずっと設定するというのはなかなか難しいような実態もあると思いますし、一定程度変更したいというような提供者の方のお考えもあると思いますので、この辺どのような形で調整をしていくかということで今、関係業界との調整を進めているところでございます。

②、地域の実情を反映ということでございます。これは地方公共団体からも御要望がございまして、規制改革計画の閣議決定の過程でもいろいろ御意見がございまして、地域の実情を反映できるような仕組みを中に入れるべきだ。全国一律全く同じ状況ではないだろう。地方それぞれの地域の実情というものがあるので、そういうものを考慮する。手法としてはいろいろ条例で決めるとかいろいろなやり方があるのかもしれませんが、そういった反映させられる仕組みをつくってくれ。これは自治体からも強く御要望がございまして。この点の御意見なども踏まえながら調整を続けているところでございます。

1ページめくっていただきますと③でございます。海外の仲介業者への適切な対応ということでございます。これも登録をしていただくという仕組みをベースに考えているわけですが、違法行為をほったらかしでやっていくような悪質な民泊をする場合、生命だとか財産あるいは健康、いろいろな影響が及ぼし得るということで、特に海外にそういったネットのシステムの本拠を持っているような、サーバーを持っているような業者の場合、日本の取り締まりなども行き届かないということもありますので、実効性のある措置ということで例えば実名を公表するといったことも含めて考えていく必要があるのではないかと、今、関係のところとも御意見を伺いながら、調整を続けているところでございます。

④、⑤は先ほど図のところでも申し上げましたように、インターネットを介したサービスだということもございまして、手続のほうもできるだけ電子申請システムのような形で一括をして整備できるような、そういう利用者にとってやりやすい仕組みにしたいという

ことで、これもシステムを具体的にどういう形に入れるか、専門の方も交えて今、勉強しているところでございます。

また、住民票を初めとした公的な機関で、よく添付書類を出していただくケースがあると思いますが、そういうことについても関係行政機関の御協力をいただくべくお願いをしております。利便性を配慮したような仕組みにしていきたいと思っております。

⑥、⑦、いろいろな民泊に対する規制あるいは現行の宿泊業者に対する規制ということでございます。これも各種規制のあり方、これは安全性に関する観点もあると思っておりますし、外部不経済のルールということもあると思っておりますので、関係各省、規制改革推進室にも御相談をしながら検討・調整を進めているという状況でございます。既存の業界の中には民泊のほうが非常に有利になるのではないかと、それは不公平があるのではないかとといったような御懸念も寄せられているところでございまして、この辺を含めて今、関係の省庁と調整をさせていただいているところでございます。

8番目は既存の旅業法の無許可営業をしている。いわゆる闇民泊といった言葉でも言われておりますが、これをきちんと摘発して取り締まってくださいという話は、関係方面からも言われておまして、これは今、厚生労働省さん初め、関係のところでもいろいろな調査などもさせていただいている状況でございます。

現在の法案、作業を始めとした検討状況というのは、以上のような状況でございます。  
○大田議長 ありがとうございます。

では、厚生労働省からお願いします。

○北島生活衛生・食品安全部長 資料3-3をごらんいただきたいと思っております。ただいま観光庁から御説明がありました新しい全国ルールにつきましては、ただいま御説明のとおりでございますけれども、それとは別に特区における民泊が既に実施されているところでございます。特区民泊に関しまして平成28年、ことし9月9日に戦略特区の諮問会議がございまして、そこで規制改革事項について追加がございましたので、それについて御説明を申し上げたいと思っております。

1つ目のポツでございましてけれども、内外の観光客等の宿泊ニーズの急増に対応するために、ことし2月から大田区や大阪府などで特区における民泊が実施されてまいったところでございますが、これにつきましては順調に実績を伸ばしてきていると評価されているところでございます。特に大田区につきましては2枚目の資料に参考資料をつけさせていただいておりますけれども、民泊事業者が旅館組合を通じて近隣ホテルに鍵の受け渡しや本人確認の業務を委託するなど、両者が連携して実施するという好事例も生まれてきているということで、近隣の住居などへの配慮を十分に行うことで、地域社会に受け入れられていることも確認されていると評価されております。

また、ことし中には北九州市なども実施を検討しているということでございまして、4つ目のポツでございましてけれども、これらの実績等を踏まえて日本再興戦略2016に基づき、国家戦略特区に係る区域会議において、これらの関係の自治体や民間事業者等から、事業

実施に伴う具体的な諸課題に関する意見聴取等が行われてまいったところでございます。その結果、内閣府と厚生労働省が共同通知によって現在は近隣住民との調整、宿泊者名簿の設置などの措置を実施していただいているところでございますが、これらの対策を法令上明記することとあわせまして、民泊の最低宿泊利用日数を現行では6泊7日からとされているところを、2泊3日から引き下げるとの要件緩和を行うということで、このペーパーが取りまとめられたところでございます。

また、一番下でございますけれども、今後整備される全国ルール、先ほどの御説明のとおりでございますが、この民泊の全国ルールの検討に合わせまして、この特区民泊につきましても行政庁による立入検査に係る法的措置も検討するとされております。この取りまとめを受けまして、内閣府・厚生労働省では現在、政令改正の作業を実施しているところでございます。できるだけ早く見直しを行いたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問をよろしく願いいたします。原委員、どうぞ。

○原委員 4点ほど申し上げたいと思います。

まず民泊に関しての御説明の中でもありましたけれども、先行してなされている改革の措置が幾つかあります。これらの効果ですとか、あるいはそこに浮かび上がってきている課題というのをしっかりと踏まえた制度化が必要ではないかと思えます。

具体的に申し上げますと、御説明の中でもありましたが、ことし4月に簡易宿所についての面積要件の緩和がなされています。これは私、別の場で厚生労働省さんに何回か伺っていますが、この緩和措置が実際にどれだけ使われているのか、活用されているのか。その中でどのような問題が浮かび上がってきているのかということについて何回か伺っていますが、関係の自治体に問い合わせが何件ありましたというぐらいはわからないのです。ということで、まだお答えをいただけておりません。既になされている改革についての検証をしっかりとやらずに新しい措置をつくることはなかなか難しいと思えますので、そこはしっかりとお願いをしたい。

それから、既に先行している措置ということであると、今、御紹介のあった国家戦略特区での措置というのがあって、大田区や大阪府で先行した取り組みがなされています。それから、直近の動きでは今お話のありましたように、下限日数2泊3日以上でオーケーになり、特区の民泊については先ほど住宅として扱うために営業日数の上限が必要だというお話がございましたが、この特区での民泊に関しては、年間365日営業しても住宅として扱うという制度になっているわけです。その中で新たに、特にこの北九州市では住専地域を含めて広範に活用するという決定がなされています。こういった動きも踏まえた制度化をしっかりと検討いただけるといいかと思えます。

前期の会議で御苦労してまとめられた6月の閣議決定のもとで進められるということだ

と理解しておりますが、一方でこの分野はビジネスの実態、各国の制度もどんどんと動いているという新しい領域だと思います。一旦これで決定しましたからということで、その字句に過度にとらわれてしまうと、新しい実態に置いていかれてしまうことになりかねないと思いますから、そこは十分に配慮しながら進めていただきたいと思います。

以上が1点目です。

2点目でございますが、ちょっと細かい話ですが、先ほど観光庁さんから上限日数の部分に関して関係業界の主張についての御説明、御紹介がありました。私の認識する限りでは上限日数は不要であるという主張もあると理解していますので、そこは正確に御紹介いただいたほうがいいかなと思えました。

3点目でございますが、この閣議決定の中で既存のホテルや旅館についての規制の見直しについても並行して進めていくという決定がなされていて、ここは極めて重要な点だと思っています。これは民泊の議論をしている中で、これは決して民泊だけの話ではなくて、そもそも旅館業法全体の体系がおかしいのではないかという問題が幾つも浮かび上がってきているわけです。これはきょう個別には申し上げませんが、そういった問題を背景として全体の問題がある。そのこの全体の見直しというのもしっかり進めていくべきであって、この会議ではぜひそのところのフォローアップをしっかりとやれるといいのではないかと思います。

もう一点だけ、4点目に、最後に厚生労働省さんから国家戦略特区についての動きの御紹介があったのですが、これはなぜ厚生労働省さんが紹介されているのか私はよくわかりませんでした。特区との連携ということは散々この会議でも議論されているわけですので、この紹介は特区の事務局からやっていただくのが筋ではないかと思えました。

以上です。

○大田議長 まず1つ目、簡易宿所での面積要件の緩和がどれだけ使われているかというのは、厚生労働省からお願いします。

○榊原生活衛生課長 先ほどお話がありました簡易宿所につきまして、私どもが今、把握しているところでは28年4月1日に始まりまして、5月31日までに76件、これまでですと対象とならなかったものが規制緩和によって対象となったという数字を承知しております。御指摘を受けまして、どのような問題が生じているか、その他についてはさらにしっかり調べてまいりたいと思います。

○大田議長 2つ目の上限日数についての会議の中での発言、それから、3つ目の既存のホテル・旅館の規制の見直しについては観光庁いかがですか。

○蝦名次長 上限日数の関係はいろいろな御要望が確かにございます。180日を超えるような希望をされているところもございますけれども、一応、規制改革会議でいろいろ御議論いただいて、地域の実情も考慮しながら180日を上限にという方向性でまとまっておりますので、そこをベースに制度の検討をしている状況ではございますが、御指摘になりましたようにいろいろな方の御意見というのはよく聞きながら、制度設計は進めていかなければ

ればいけないとは思っています。

○大田議長 既存のホテル・旅館の規制の見直しは厚生労働省ですね。

○北島生活・衛生食品安全部長 これにつきましては、できるだけイコールフットィングの観点から検討が必要であると考えておりました、具体的には関係団体からヒアリングを行っているところでございますが、ホテル・旅館の営業許可の一本化ですとか、無許可営業などの罰則の強化、宿泊拒否制限規定の取り扱いの見直しなど要望をいただいております。また、宿泊施設の増改築等に係る容積率の緩和につきましては、既に国交省さんから通知が出ているところでございます。こういったことも含めまして、御要望を踏まえて緩和していきたいと思っております。

最後の特区の事務局からというお話がありましたが、連携してやっております、今回もう既に政令改正の手続きにつきましては、厚生労働省でも実施しているところでございます。

○大田議長 原委員、よろしいですか。何かありますか。

○原委員 旅館業法の全体の見直しのところで御要望を踏まえてというお話がありましたが、これは個別の要望という以上に全体の体系の見直しをぜひ進めていただきたいと思っております。

○大田議長 よろしく申し上げます。

では高橋委員。

○高橋委員 このように試行的にいろいろと規制緩和しながら制度を変えていくという上では、規制緩和に関係しないトラブルでも改革後に出てきたいろいろなトラブルについてきちんと事後監視をして、それをきちんと解決していくことは極めて改革にとって重要なことだと思っておりますが、その観点からいわゆる海外の仲介事業者への適切な対応ということで、これは英語とかそういうところできちんと公表していくとか、要するに向こうの官庁との連携で、きちんと官庁から連携してサイトに出してもらうとか、日本でやらないで相手方の国でやるということも極めて重要だと思いますので、そういうことを考えていらっしゃるのかどうかということをお聞きしたい。

それから、トラブルの防止という点では今、立入検査の話がありましたが、機敏にトラブルが出たときに把握する体制、どういうふうに把握するのか。例えばサイトをきちんと運営して、問題があったらすぐそのサイトに出してもらうとか、さらに言うと業界団体の中できちんとそれは機敏に対応してもらうとか、苦情処理の体制です。そういう事後的な監視の体制とかそういうものについては、もう少しどのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○大田議長 これは観光庁さん、お願いします。

○蝦名次長 御指摘のございましたように、先ほど実行ある仲介業者に対するサンクションといいますか、そういう仕組みとして1つは実名公表のような仕組みもあり得るかなと思っておりますけれども、当然海外の関係当局によって、ルールを守らない方について御指導い

ただくことも1つの手だと思えます。そういうことも働きかけをしていく必要があるだろうと思えます。

また、トラブル防止という意味では、先ほどなるべくいろいろな情報を一元化して管理をしていきたいと申しあげましたけれども、そういう情報、これは登録するのに管理業者、家を提供される方、仲介業者、それぞれがいらっしゃいますので、その情報をなるべく相互に流通できるような仕組みをつくって、そこで関係のいろいろな民間の業界の方のお知恵も借りて、お力も借りて、そういった苦情あるいはトラブル、そのような情報を集約して、これは非常に問題がありそうだとおっしゃるときに立入検査などに踏み込むといったような苦情処理の体制と申しますか、そういう体制をつくっていく必要があるだろうと思っております。

○高橋委員 外国の機関に行政指導していただきたいという話をしているわけではなくて、例えばリンクを張っていただいて、そこでちゃんと日本政府からの公表を外国機関のサイトに出してもらおうとか、そういうことはあるのではないかと。行政指導まで行くとかなり向こうも負担だと思えますので、そういう連携の仕方というものはあるのではないかと申して、その辺も御検討いただければと思えます。

○蝦名次長 おっしゃるように行政指導と、そこまで強く申し上げているつもりではございません。

○大田議長 では吉田委員。

○吉田委員 すばらしい市場が始まったなと思って、私もこれを楽しみにしています。本当にぜひ大きな市場に育ててほしいと思っております。

こういうもののショーストッパーに絶対になるというのが今、高橋先生がおっしゃったように事故事件ということです。海外でもいろいろなお話が出てきてしまっている。ここで一番難しいのは、事業者側のコントロールというのはグローバル規制なんかも含めてだんだんできてくると思うのですけれども、利用者のクオリティーコントロールです。これは当然日本人だけではなくて海外からの渡航者、オリンピックなんかも控えてふえてくる中で、一見さんで来るような人たちのクオリティーコントロールワーキングをどうするかというのは、今後絶対に考えていかなければいけないだろう。

例えばヤフーオークションのようなC to Cのやりとりがありますね。あそこですと色々な書き込みがあって、点数制になっていて、これ以下の点数の人はやりとりをしませんみたいなものがありますね。ああいうようなものもつくっていかないと。例えば住宅提供者であると、実は写真はきれいだけれどもくさいのよとか、書き込みなんかでいろいろわかってくるというのはあるのですが、利用者側ですね。これがまず絶対にうまくやっていると、事故を起こしてしまうわけですから、文化も習慣も違う人たち。私もこういうグローバルで仕事をしていて、海外のお友達をいろいろ泊めたりすることもあるのですけれども、変な薬草を夜に焚いてににおいが全然取れなくなってしまうとか、あるわけではないですか。そういうものも含めてどういうふうにかこのクオリティーコント



ルールを越境してやっていくか。

日本人ですと、これからもしかしたらマイナンバーなんかをうまく使って、彼らのIDも含めていろいろなバックグラウンドがわかって、こういうときに泊まったときにきちんとやってくださった方よなんていうような点数制にしたりというのができると思うのですが、グローバルを超えて個人情報の問題もあります。ただ、ここをきちんとやれば本当にすばらしく広がっていくグローバルな市場だと思うので、まずこの事故防止という意味でも情報交換というものをお考えいただけるといいのかなと思いました。

○大田議長 手がたくさん挙がっていますので、まず御意見、御質問をまとめてお受けします。

林委員、どうぞ。

○林委員 Airbnbなどの登録件数が3万件とか万の単位で言われている中で、緩和されているはずの特区でもたった六十何件、6月段階だと四十何件とか聞いておりましたけれども、そういう現状を考えると、今、お考えになっている枠組みがどういう方向で進もうとされているのか、よくわからない点がございます。

きょうの資料3-2、民泊法案等の検討状況について国交省と厚労省からの、本日のヒアリングへのお答えとしては、このスライドの4と5だけなのです。両省が民泊新法及び旅館業法改正について、通常国会の提出に向けて法案化の作業中ということであるにもかかわらず、この法案化に当たっての論点・調整事項として挙げられている項目①～⑧について、いずれも調整を要しているとか、特に⑤、他の行政機関の協力が必要とか、そういった、去年私どもが議論していたときに既にここは議論しなければいけないと言われていたハードルをここに列挙していただいています、公開なのでここまでしか言えませんということなのか、それともある程度方向性は決まっています、着々となさっているのだけでも、ここでは言えないというだけなのか、甚だ何のお答えもきょうのヒアリングでいただけなかったのが残念なのですが、その辺はきちんとやっているということなのでしょう。それとも調整がついていないのか。特に①の180日以下の具体的な日数でというところの調整というのは、最初から予想された問題でありまして、この辺の調整状況というのはいかがなのでしょうかとというのが質問です。

○大田議長 飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 同じく資料3-2の4枚目、法案化に当たっての論点・調整事項についてなのですけれども、2番の地域の実情の反映について調整を要しているというところで、調整の方向というのは2パターンあり得まして、つまり地域の情勢に応じて規制を強くしてもよいことにするというふうにしてしまうと、恐らく多くの地域で事実上この民泊規定自体が無意味になってしまう。むしろこういったところであれば、地域の実情に応じてより一層規制緩和をするのは構わないという形で調整またはバッファーをつくらないと、事実上この民泊法案そのものがあってもなくても同じことになってしまいかねないので、ここは明確に調整の方向というのは、地域の実情に応じてもっと緩和してもよいという形にし

ていけないといけないのではないかというのが1点。

もう一点が、ちょうど吉田委員のお話とも重なるのですけれども、例えばウェブ上の評価システム等を使って質のコントロールをするというときに、こういったネット上の得点化であったり評価というのは、なかなか国や行政が介入してはうまくいかなくて、むしろ大手の業者であったり大手のサイトとどう提携していくのかというほうが事実上、実りがあったりするのではないかと。例えば最近の空き家バンクのシステム等でもそうですけれども、ポータルサイトを行政がつくっても、ほとんど使われず、事実上、よほど例えば不動産で言えばSUMOとかアットホーム、宿泊でいえばじゃらんや楽天トラベルさんのほうがよほど情報が集積している。そういった大手サイトとの提携といった視点も含めて方針を考えていくといいのではないかと。これは感想です。

以上です。

○大田議長 八代委員、どうぞ。

○八代委員 議事進行上の御提案なのですが、何回も手を挙げるのは疲れますので、OECDなどで昔からやっておりますように、発言を求める委員は例えば席札を立てることで示すようなことを御検討いただければありがたいと思います。

それから、中身ですが、既にほかの委員の方もおっしゃっていますが、この180日という制限は、消費者から見ればなんでわざわざ稼働率を半分にしなければいけないのか。特に観光地で旅館もホテルも全くとれないというような状況のもとで、だからこの180日以下ということですが、これは限りなくゼロにしていくといいますか、そういう方向で当然考えていただけるのだと思いますが、その根拠が不明確である。先ほど観光庁の御説明でないほうだったか、イコールフットィングということですが、それは結局、昔のタクシーの需給調整条項と同じで、旅館やホテルを守るためにこのより新しいサービスである民泊方式をあわせていることになるわけですから、もともと旅館やホテルのような質の高いサービスと民泊とは違うサービスなわけですから、お互いに切磋琢磨して競争するというところで、わざわざ米の減反みたいな稼働率を下げるような規制というのは本来、おかしいものではないだろうかということ、もう少し強調したらどうだろうかということ。だからこの180日以内という第4次答申があるのですけれども、これを見直すことはできないのでしょうか。それは御質問です。

もう一つは閣議決定にありますような、ほかの委員の方もおっしゃいましたが、もっと旅館とかホテルの規制緩和をすることによって、より規制の緩い方向での競争が進むように、こちらにも全力を尽くすということを今後とも規制当局に求めることが必要なのではないか。

それから1つ、なぜそれを言うかということ、特区でせつかく上限なしで2泊3日というのをとったわけでありますから、いずれ特区というのは全国展開することを最終目的にしているわけで、その全国展開するときにこちらの規制改革会議の規制というか、これが障害になっては困るわけで、第4次答申のときは特区のほうがそんなにとれていなかったわ

けで、その後、大きな変化があったわけですから、そういう面も含めてより最小の規制に合わせると、特区と規制改革会議が本来の連携のあるべき姿ではないかと思いますが、何しろ空白がありますので非常識なことを言っているかもしれませんが、その辺について教えていただければありがたいと思います。

○大田議長 まず180日の日数を緩和できないのか、変更できないのかということですが、前の規制改革会議もぎりぎりの選択をしています。住宅街、住居専用地域で宿泊を提供することが非常に大きい壁といいますか、ポイントで、その関連で365日という選択ではなく日数制限を設ける。また、政府全体での検討もふまえて180日以内という答申を出し、それが閣議決定に至っておりますので、この閣議決定をもとに今は法案化の作業をしているということです。ただ、法律施行後、状況に応じた見直しを実施するというのも実施計画に書かれておりますので、まずここで実施して、速やかに状況に合わせた検討を行っていくことになろうかと思えます。

幾つか出された議論につきまして、まとめて観光庁さん、厚生労働省さんからお願いします。

○蝦名次長 情報の利用者の方のクオリティーコントロールというお話もございました。これは、先生からもお話がございましたように、国が介入するというより、今もAirbnbなんかは利用者同士で、提供者の方、利用者の方、それぞれ評価が出されていると伺っておりますので、こういう利用者サイトの中でだんだん質のコントロールがされていくものだろうと考えおります。

それから、180日のところは、今、大田議長がおっしゃったとおりでございますので、そこをベースに考えて今作業をしているところでございます。

地域の実情についても、政府の検討、あるいは党の御検討の中でも非常に多数御意見がございまして、地域によっては必ずしも民泊のような形でやることを好まない地域もあるし、旅館・ホテルが密集しているような地域もあるし、そういう地域のそれぞれの実情というものやはり考慮すべきではないかという強い御意見の中で出てきたことございしますので、そういった地域の実情を反映するというのは、180日以下の中のどこで地域の実情を反映するかという仕組みをつくっていくということだと思っております。

それから、特区の関係での評価ということにつきましては、今、特区が行われておりますので、その評価を見ながら、まずは今いただいている枠組みで制度をつくって発足をし、ある意味では民泊の仕組みというのは世界でもいろいろ課題が起こっている部分もありますので、日本でもまずこういう制度を発足させ、その中で課題が出てくれば、それをまた見直していくという形で取り組んでいく必要があると思えますが、まずはこうやっていただいている閣議決定の枠をベースにして制度を発足させるということに努めていきたいと思っております。

○大田議長 論点として出されたものは議論の過程でも出てきたものですが、調整は進んでいるのか、それともそもそも調整ができていないのかという質問についてはいか

がでしょうか。

○蝦名次長 それはまだ完全に整っているわけではございません。もちろん関係業界の方々に数次にわたって御説明をしたり、御理解を得るように努めておりますし、調整は進めておりますけれども、まだ完全にセットされているという状況ではございませんので、今の御報告の状況ではこういう形になっているということでございます。

○大田議長 飯田さんの御質問に対しては、「地域の実情の反映」は規制強化の方向ですね。規制緩和の方向はないということですか。

○蝦名次長 はい。180日をベースに内側ということでございます。

○大田議長 では、先ほどの八代委員の提言を受けて、名札を立てていただきたいと思えます。

安念委員。

○安念委員 180日の問題ですが、理論的な問題については各委員から御意見が出たとおりです。360日、つまりフル営業でもおかしくないという選択肢は当然あるし、しかも特区の例を原先生に御紹介いただきましたように、フル営業であっても用途地域制と別に矛盾するものでは理論的にもないと思えます。だから、政策上の選択肢としては常に残されているということだと思います。

それよりも実務上問題かなと思えますのは、私の聞き間違いかもしれませんが、営業は連続的に行わなければいけないとか、営業予定日を事後的に変更してはいけないというお話があるやに伺ったような気がするのです。もしそういうことならば、それは私は論外だと思います。

民泊というのは、お客さんがたまたま来れば店開きするし、来なければ普通に家族で生活していますというフレキシビリティに妙味があるわけですから、リジッドにプランニングやれと、そんなものはできるはずがない。それはもう民泊をやるなということと同じですので、そんな話はとても聞き入れられるものではないということを感じました。

それから、民泊を別の法体系にさせていただくというのは、閣議決定でもありますが、はっきりそういう方向での御検討ということで大変心強く思いました。その際、別の法体系というのは、シェアリングエコノミーという新しい業態の一部であるというコンセプトのもとでつくられるということではなければならないと思えます。

その場合、シェアリングエコノミーを可能にする最大の要件はもちろんITですので、ITの利用がバックグラウンドであるということが当然の前提。ということは、さまざまな手続がウェブ上で完結しなければいけないということだと思います。例えば、ウェブ上でやりますよ、でも住民票を紙で出してくださいなんて、こんなばかな話があるわけがない。これは当局には申し上げるまでもないと思うけれども、そんなことを考えている人も世の中にはいるやに聞きますので、そんなことではあり得まいということをお知らせしたいと思います。

それから、先ほども申しましたゾーニングというか、用途地域制の観点ですが、用途地

域制というのはいろいろな目的があってできていることだから、一概にこれだけが目的というのは言えないのですが、一つの目的は都市インフラへの負担をコントロールすることだと思っております。

そうだとしますと、民泊としてよその人を泊めていようが、家族だけで住んでいようが、要するにそこに寝泊まりしているという使い方の形態は何も変わりませんので、インフラへ負担が変わるわけではないのです。何が言いたいかというと、インフラへの負担をコントロールするために用途地域制があると考えると、それは360日フル営業であっても、それは構わないという一つの観点はあり得るということでございます。

○大田議長 これは御意見ですね。

○安念委員 はい。

○大田議長 特にウェブ上で完結するよという点は重要ですので、よろしく申し上げます。ほかに何かございますか。林委員。

○林委員 ありがとうございます。

調整を要しているというのは、すごく正直というか、身も蓋もないといいますが、政策を立てる上で調整が必要だということはもう事実で、わかりますけれども、政策の官庁だとしたら方向性というものを示すことが必要であって、さまざまなステークホルダーがいるときに、既存の業者からいえば、それぞれ現状維持を望むのは当然のことです。それから、ブラックボックスの中で調整を要しているということで、何か知らないところで最後法案が出てきたら、予想だにしない変な条件が加わっていて、結局のところ、シェリングエコノミーの促進のための新法にはなっていないということにならないように、ぜひお願いしたいと思っておりますし、そういった議論の経過を、規制改革会議の答申に従って議論されているのかどうかということも随時御報告いただきたいと思います。

○大田議長 では、今の意見と合わせて。飯田委員。

○飯田委員 今の林委員のお話にも少し近いところもあるのかもしれませんが、先ほどの地域に関する調整につきまして、恐らくこれは市町村レベルでの変更になるかと思いますが、市町村レベルで規制を地域の実情を考慮して強化できるとなると、市町村単位ですと、実際の事業主、つまり旅館等の事業主さんの発言力は小さい自治体ほど強いので、事実上、例えば極端な話、年間提供日数の制限がゼロ日以下になるということもなきにしもあらずで、やはり地域による調整というのは最小限縮小していかないと、できれば、ないほうが望ましい規定なのではないかというのが個人的な意見です。以上です。

○大田議長 金丸委員。

○金丸議長代理 このテーマは深刻な状況かなとずっと受けとめているのですが、実はAirbnbの創業者たちが3年以上前に日本にやってきて、私は総理官邸にお連れをして安倍総理にお会いいただいた。若い人たちがリスクを背負って新しいサービスを始めて、しかもそれがマクロに見ると毎日需要は伸びている。ミクロに見ると当然問題はあるのですけれども、全ての企業にミクロの問題はあるわけで、我々はどっちを見るかというのが

その3年半ぐらい前からのターニングポイントだったのですね。

その当時、IT戦略本部は、世界最先端のIT国家になると宣言をしていました。原さんがおっしゃった国家戦略特区というのをあえて設けて、岩盤に対して穴をあけて、しかもR&D的にやってみて、それでうまくいかなかったら例えば180日という話が出れば良いと思うのですけれども、どうもそうでもない。

これもいろいろな会議で申し上げたのですけれども、ITの気のきいた機能を有しているかどうか最大のポイントなのです。既存の旅館業者の方々はAirbnb等が来なくても、既存の旅館のサイトを見れば、既に評価をされていて、低い人たちは低い。だから、それを改善しないでいて、全部新規参入者を閉じ込めれば、自分のところにお客さんが来るかのごとく主張しているのが全くおかしい。また、その旅館業者の古い法律を、今回厚労省は真っ向から変えるべきだと思うのです。

これも従来申し上げたのですけれども、世界の一流ホテルで今チェックインカウンターなんてダサイものはもう設けないところもある。これもトレンドの一つです。iPadを持ってきて、お客さんが入ってきたときに、お客さんがチェックインカウンターに来るのではなくて、ホテルのきっちりした従業員がその人に近づいていって、「チェックインですか」と聞く。iPadを持っている人がチェックインなのです。

だから、物理的なものに我々はずっとこだわってきていて、物理的な規制を設けているので、このネット社会には全く合わない国にどんどん歩いていっている。だから本当は世界最先端の国家宣言は取り下げるべきだと。

我々がAirbnbのブライアンを紹介してからもう数年たったのですけれども、伸びまくっていて、今や世界最大のマリオットグループと伍して戦えるようになっているわけです。

だから、我々は何をなすべきか。規制改革会議というのは、ただ第4次答申というのは自分もそのメンバーなので、ぐさっと刺さっているので言いにくいのですけれども、我々はやるべきことはやりましょうよというのをもう一回確認したい。

それで、私がこの分野は結構知見はあって向いていると思うのです。だけど、農業を私がやっているのは、この分野を私にさせないほうが良いと思っている人たちがいる。

ですから、厚労省は、まず既存の旅館業を営んでいる人たちを縛っている実態に合わない法律はまず変える。何だったら、我々の会議で、古い旅館業法を真っ向から検証するというのもありではないかなと思います。ぜひそれを検討していただきたい。

それから、ITのところですが、これは前、観光庁のあのメンバー表の中にITに詳しくな人がいない。今はどうか知りませんが。だから、ぜひ、機能分解していただいて、ソフトウェアの機能ですよ、機能を有しているというのが何か規制を設けるのに本当は要件になるべきですよ。それをクリアにしていれば良い。需給調整でいく限りは、それこそさつき八代委員がおっしゃった、減反というか、米とか、そういう既存の人たちに対して配慮のほうが多くなったら、新しいサービス、あるいはシェアリングエコノミーという新しい経済の成長は生まれないのではないかと思いますので、調整型ではなくて、イ

ノベーションを推進するような設計思想でぜひ検討いただきたいと思います。

○大田議長 先ほどの飯田委員からの質問に、今お答えいただきたいと思うのですが、地方自治体で地域の実情に応じた調整が強くなると、民泊が事実上できなくなるのではないかという御意見がありました。関連して私からも質問なのですが、これは自治体が条例を設定しなければ民泊は実施できないという体系になるのか、それとも自治体側は何もしなければ、国で定めた180日なら180日というルールが適用するような形になるのか、これはどちらなのでしょう。

○蝦名次長 まだ検討中ではございますけれども、条例を決めないと何も動かないということになってしまうと、本当に動かなくなると考えていますので、地域のほうの御考慮として何か一定の制限をかけたいという場合に、条例などで決められるという方式が望ましいのではないかと考えておりますけれども、まだこれは引き続き関係の方面とよく調整をしたいと考えています。

○大田議長 どうぞ、古森委員。

○古森委員 いろいろな観点でお話を皆さんなさっているわけですが、オリンピックがあります。先日、ホテル業界の経営者と話したのですが、東京周りにはホテルは5万ベッドしかない。恐らく10万ベッドぐらい要るのではないかとされている。そうすると、その5万ベッドをどう埋めるのだという問題がありますね。その経営者は、ホテルをどんどん建てるつもりはない。オリンピックが終わったらどうするかという問題もあると思うし、ホテルをやるより何かほかにやったほうが良いという選択もあるのかもしれないけれども、そうするとこの問題を論ずるときに、観光立国を指向する中で観光客をどんどん呼ぶけれども、ホテル設備をどうするのか。需給の観点から考える必要もあるのではないかと。また、需給の観点で足りなければ緩和の方向に動かざるを得ないし、そうでもなければそこそこの規制でいい。そういう観点が必要だと思います。その辺をきちっとつかまえておられると思いますけれども、検討が必要だと思います。

○大田議長 ありがとうございます。

私からも幾つかあるのですが、先ほど申し上げましたように、180日というのは私どももぎりぎりの選択で出しておりますので、これはぜひ最大限ということで御努力いただきたい。180日という上限で御調整いただきたいと思います。

それから、これに関して、連続していなければいけないとか、そういうのはとんでもないというお話が先ほど安念委員からありましたが、その他の議論として、この180日なり何なりが提供できるという日数であるのか、実績の日数であるのかという議論も聞いたことがあります。そういう議論がなされているのか。もちろんこれは実績でいくべきだと思っております。

それから、地域の実情の反映は、先ほど申し上げましたように、過度な規制にならないように、くれぐれもよろしく願います。

もう一点、所管する行政庁が余りばらばらになってしまうと、スムーズにいかないわけ

ですが、この点はどうなっているか。これは私からの質問です。

先ほど、金丸委員から出てきた、古い法律というのを真っ向から変えていかなければいけないと。これは旅館業法の改正ですね。これについてもよろしくお願いします。

○蝦名次長 議長からご指摘いただきました連続日数云々というのは、旅館業界がそういうことを希望されているということで御紹介いたしました。ここについても、おっしゃるように、届出でいくのか、実績でいくのかという議論も双方ございます。これについてどういう考え方でいけるかというのを、それぞれ今調整を進めているところでございます。

それから、地域の調整につきましては、もちろんシェリングエコノミーの新しい法制度がうまく運用されるようにという観点と、そうは言いながらも地域の実情もあるという、両方の観点がございますので、そこはうまく折り合いがとれるように調整に努めていきたいと思っております。

所管庁につきましては、今、議長からお話ございましたように、それぞれの所管業を制度設計の過程で最も望ましいところに決めていく必要があると思いますし、仲介業などは旅行業に似ておりますから私どもがやるということですが、例えば旅行業でも全国的な業者は観光庁が直接監督しておりますけれども、第2種、第3種業者という都道府県レベルのところは都道府県知事に管理をしていただいておりますので、それぞれ既存のいろいろなスキームでちゃんと手足も含めて持っているところが管理していく必要もあると思いますので、制度設計の過程で所管行政庁はしっかりと決めていきたいと思っております。

いずれにしても、先ほど冒頭に御説明しましたように、いろいろなシステムをシステム上で、ITでなるべく登録申請したり、情報共有をして、それぞれのところで何か問題があれば立入検査をしたりして管理していくということになりますので、そういう方々の情報を共有して、申請される側も、制度を管理する役所の側も、余り負担が過度になって実効があがらなくならないように考えて、設計をしていきたいと思っております。

○北島生活衛生・食品安全部長 旅館業法の見直しの関係でございますけれども、御指摘のとおり、ホテル・旅館に取り組みやすいような見直しをしていく必要があると考えております。

ただ、ホテル・旅館の中でも、大規模なところ、小規模なところ、それぞれ目指している方向が違うということもございまして、幅広く御意見を伺いながらこの法律の緩和等を行ってまいりたいと思っております。

○大田議長 観光庁さんも大変御苦労されているとは思いますが、先ほど林委員からありましたように、うまく折り合いをつけるというよりも、シェリングエコノミーという新しいビジネスの形態があり、国内には多くの新しい宿泊へのニーズがあり、海外からいらした方にもそのニーズがあり、それを生かすためのITの体制も整っているわけですから、ぜひこれを推進するという方向でよろしく願いいたします。

それから、先ほど旅館業法については、この規制改革推進会議でも取り上げてはどうかという金丸委員の御議論がありました。これはインバウンド支援という点もありますし、



古森委員から出された、オリ・パラのとき、本当に需要に対応できるのかという御意見にも関係しますので、この本会議でも議論するという事で御提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 それでは、またスケジュールを組みまして、御相談させていただきます。

いろいろな意見が出ましたが、ほかに何かございますでしょうか。

森下委員。

○森下委員 今の観光庁のお返事を聞いて思うのは、観光庁はどっちを向いて仕事をしているのかなど。たしか前期のこの議論をするときに、河野大臣のもとで観光庁が来られたときも、大分その点に関して大臣からも御指摘があったと思うのです。観光庁の仕事は一体何なんだと。今お話を聞いていると、厚生労働省と違いが全くわからないと思うのです。

観光庁の本来の目的は、日本へのインパウンドをふやして、気持ちよく皆さんに帰っていただく。やはり日本の魅力を高めるお仕事だと思うのです。どう考えても、言われていることがそこに向いていないのではないかと。ちょっと根本的な姿勢からぜひ考え直してほしいと思うのです。せめてお話しする内容は、観光庁の趣旨に基づいた発言をしてもらわないと、聞いていて、一体どこの官庁が答えているのかと非常に不思議に思うのです。

ぜひ180日という最低限のラインを、観光庁としては当然これは守るといえるか、最大限の主張をするのは当たり前なのに、どうも方向性が逆なのではないか。ぜひ観光庁の本来の趣旨を再度認識していただいて御回答いただければと思います。

○大田議長 何かありますか。

○蝦名次長 御指摘のとおり、インパウンドのために新しいサービスというものを取り込んでいかなければいけないということでございますので、ただ、いろいろなステークホルダーの方もいらっしゃいますので、観光立国の趣旨を最大限体现するように調整に努めていきたいと思っております。

○大田議長 ぜひよろしく願いいたします。

事務局から何かありますか。

○刀禰次長 1点だけよろしいですか。きょう余り議論が出ませんでしたでしたが、きょうの厚労省の資料の5ページにも、民泊推進に支障を来さないように各規制について調整をするを書いてございますが、現実に民泊につきましても、既存の消防法とか建築基準法との関係とかでどうなるか。もう一つが、先ほど説明にもございましたけれども、既存のホテル・旅館の規制がどうなのかというところで、あわせて見ていく必要があるだろうと思っております。このあたり、今、関係省庁で議論しておりますので、そういうところについてもきちっと調整をしていく必要があると考えております。

○大田議長 民泊につきましても、この会議でも引き続き法案の検討状況等をフォローしてまいりたいと思います。観光庁さん、厚生労働省さん、きょうはありがとうございました。きょうの私どもの意見を踏まえて、ぜひよろしく願いいたします。

(観光庁、厚生労働省退室)

○大田議長 続いて、地方における規制改革について議論をしてみたいです。

まず、事務局から御説明をお願いします。

○渡邊参事官 引き続きまして、資料の4-1から4-3を一括して事務局から御説明申し上げます。

まず、資料4-1、これまでの経緯の資料でございます。1. から書いてありますけれども、順番を変えまして、5ページをお開きいただきまして、上の方に「問題の所在」という部分がございますので、そこに本件の趣旨が書いてありますが、そこを活用して御説明させていただきます。

規制というものは、法令など、様々なレベルであるわけですが、ある規制につきまして、国が一定のルールを定める一方で、具体的な部分を地方の条例等におろしている場合がございます。これにつきましては、その理由が明確でないとか、自治体によって基準が異なる場合に、広域的な活動を行っている企業等にとっての阻害要因になっているという指摘が多々ございます。

この地方の規制につきましては、前の会議以来、本来はそれぞれの自治体が自ら見直すべきであるという考えの下に、自治体で「地方版規制改革会議」を設置するということを提案し、実際に幾つかの自治体でその取組が進んでいるわけでございますけれども、この自治体によってばらばらで企業の側に支障があるという場合は、その自治体の見直しで対応できるものではございませんので、何らかの国の対応が必要ではないかということで、この議論を行っているというものでございます。これが本件の趣旨でございます。

1ページにお戻りいただきまして、今年の規制改革会議の最終期でこういう議論をしたわけですが、前の会議の時代から、こういう観点での審議は行っていただいております。ここには平成16年の規制改革・民間開放推進会議以降の事項も含めて経緯を記載してございます。

平成16年からの規制改革・民間開放推進会議の時代におきまして、議論を経まして、「第3次答申」で、まさに同様の問題意識で、「地方ごとに異なる規制の問題」ということで、これは総論ではなく、要望を受けた個別の規制改革事項の一つの中で、地方公金納入書の関係、軽自動車税ですとか、公共工事の指名の関係での様式・規格の統一を既に盛り込んでおりました。

その後の平成19年からの規制改革会議におきまして、同様に、「国と地方タスクフォース」というものが当時設けられまして議論が行われました。当時の答申にも、「地方ごとに異なる規制の合理化」ということで、医療装置の関係、飲食店営業の様式の関係、物品納入の様式の関係の事項を既に盛り込んでございまして、これを閣議決定もしておるといった経緯がございます。

さらに、平成25年に発足した規制改革会議におきまして、第2期以降、個別事項としての検討は行っていただいております。第2期におきまして、1ページの下(1)

でございますけれども、食品の移動販売でありますとか、地方税、あるいは生活保護の金融機関への照会文書の様式の統一化ということを盛り込んでいるということでございます。

さらにおめくりいただきまして、2ページの一番上、第3期におきまして、産廃の許可に関する様式の統一化というものは盛り込んでいるということで、このように、個別事項としては既にいろいろとやっていたわけでありましてけれども、昨年以降の第4期におきましては、先ほど申し上げましたような問題意識から、総論としての議論を行ったというものでございます。

(3)の部分でございますけれども、本年3月の規制改革会議におきまして御議論いただいて、「国としての対応の考え方(案)」というものを取りまとめたいただいております。ここに概要を記載しておりますけれども、参考資料を付けておりますので、そちらで御説明させていただきたいと思っております。5ページ以降、数ページに渡るものが、「国としての対応の考え方(案)」を会議としておまとめいただいたものでございます。

2.としてその案を書いておりますけれども、さらに1ページお開きいただくと、具体的な事例を幾つか掲載してございます。これは主にホットラインで寄せられた要望などで、問題があるのではないかとというものを特にピックアップして掲載しているわけでございますけれども、幾つか御紹介いたします。

例えば①でございますけれども、ソフトクリームの移動販売については、食品衛生法に基づく営業許可がそもそも得られる場合と得られない場合があったり、営業許可が得られる場合でも、条件が異なっていて、企業が困っているという指摘があるということでございました。

また、食品衛生法の関係で申しますと、③のところが一番話題になるところでございますけれども、フグの処理につきまして、都道府県知事等がフグの処理を認める者及び施設に限って行うということになっているわけですが、これについては試験で免許を付与する自治体と、そうではなくて講習会で資格を得ることで足りるところがあつて、あるところで講習会で資格を得た方が違う自治体に行くことができなくなるということで困っているということでもあります。さらに、試験の場合も、内容が異なっているということが言われております。

同じく、食品衛生法の関係でいいますと、身近な事例でありますけれども、コンビニで電子レンジで加熱するような行為が、許可が要る場合と要らない場合があるということもでございます。

さらに、一番下、⑥の理美容の関係で、衛生上の必要な措置の基準として条例が定められておりますけれども、広さの基準が、あるところは6.6㎡以上であったり、13.2㎡以上であったりということで違っている。また、移動理美容車についても基準が違うということで、ここは後ほどでございますけれども、見直しを進めているということになっております。

7ページをお開きいただきまして、⑦のクリーニング業法、これについても都道府県等の条例で必要な措置を定めているわけですが、面積基準について、そもそもあると

ころとないところがあって、今、駅などにコインロッカーで受渡しができるクリーニング所があるわけですが、これができるところとできないところがあるという不都合が生じているということもございます。

⑨の事例、公衆浴場法の関係で、条例でこれもいろいろ基準などを定めるわけですが、自治体によって男女の混浴を認めている場合と認めていない場合があって、認めている場合でも、年齢が8歳以上、10歳以上、12歳以上と違って、あるところで混浴できている家族が違うところに旅行に行ったらできないということがあるということもございます。

最後、⑬と⑭は、先ほども多く出ました様式等の関係でありますけれども、⑬は競争入札の資格申請の手続。これは電子申請が進んでいるところもあるのですが、紙での手続がまだ多いという中で、添付書類がばらばらである、さらには、申請書類の提出に当たっては、綴じ方、ファイルの色まで細かく指定されるということで、困っているというような指摘がございます。

保育所への入所の関係で、就労証明書などの提出をするわけですが、その就労証明書等を書く勤務時間の定義、どういう時間を書くかということも、様式上、自治体によって異なっていて、企業側が困っているという指摘があるところもございます。

このようないろいろな事例を踏まえた上で御議論いただきまして、5ページでありますけれども、「国としての対応の考え方（案）」というものをこの時点で作っていただいております。

これは地方分権との関係がもちろん生じるわけですが、「推進することは必要であるが」とした上で、「規制の所管省庁において、以下のような対応をとることが考えられるのではないか」ということでありまして、(1)として、まずそのような地方の規制について具体的な内容をまず把握するということが必要だろうということ。

(2)として、そのように把握した規制について、自治体によって差異を設けることに合理性がないと考えられる場合、あるいは差異を設けることによって経済活動に多大な支障が生じる場合に該当するか否かの検証が必要である、更にその結果を公表するということ。

(3)といたしまして、検証の結果に基づきまして、そのような支障が生じる、合理性がない場合に該当する場合には、国の法令で具体的な規制内容を定める、様式である場合には、標準的な様式を国の法令で定めるということも含め、見直しを行う。

さらに(4)といたしまして、そのような場合には該当せず、自治体で定めることが適当であると考えられる場合であっても、自主的に規制の見直しを進めやすくするための環境を整備するでありますとか、さらに、技術的助言（ガイドライン）の形で、ベストプラクティスを参考として助言をするということ。そういう何らかの対応が必要なのではないかと、このことを御議論いただきまして、このような形で案として取りまとめたものでございます。

行ったり来たりで恐縮ですが、2ページの(4)に戻ります。このような考え方を会議

としてまとめていただいた上で、これについて各省等に意見照会を行いまして、様々な意見が出てまいりましたので、4月19日の会議で、意見を提出いただいた各省、それから地方六団体に御出席をいただいて意見交換を実施しております。

その際の主な意見を2ページから3ページにかけて掲載してございますけれども、主なところを御紹介いたしますと、各省あるいは六団体からの主な意見としては、①として、そもそも地方の条例で定めるべきことを国が対応するということは地方分権の趣旨に反する、地方自治体に対して見直しを求めるべき、地方自治体自らが検証すべきであるという意見。

②として、この「考え方(案)」というのは、条例制定権を定めた憲法94条に反するのではないかという御意見。

3ページ目、これは実務上の問題ですが、③として、作業対象が膨大となる、これは省庁によって多少ばらつきはあるのですが、非常に多いところがやはりあるということで、対象を厳選した上で行うべきということ。

④として、このような対応は、そのように主張されている規制改革会議、内閣府で対応すべきであるという御意見。

⑤として、自治体と十分に協議すべきという御意見。

それから、これは会議の場に出た御意見でありますけれども、個々の自治体の対応、あるいは広域的な連携による対応というものが、自治体の側で行われるべきであり、その上で、国の検証というのは次のステップで考えられるべきものであろうという御意見もございました。

これに対する委員の先生方からの意見として①から⑦を主なものとして掲載してございますけれども、地方分権の趣旨に反するという部分、あるいは条例制定権、憲法に反するという部分につきましては、そういうものではないという御意見。条例制定権は、憲法上この範囲ということで留保されているものではないということ。

それから、個別の自治体に働きかけるべきという御意見もありましたが、それはその自治体でのビジネスはやめると言うに等しいのではないかという御意見。

③として、内閣府でやるべきという御意見もあるけれども、法令を所管しているそれぞれの省庁の方で解決策を自ら考えるのは、その所管官庁の務めではないかという御意見。

それから、個々の自治体だけでは解決できず、全体を見る必要があるという御意見。

横の連携などによる自治体自身の対応という御意見があったということでもありますけれども、それに対しては、最後の手段としてそういうことでいいとすれば、自治体の側で協調してやるのであれば、それは合理的であるという御意見。

⑥として、違っている、ばらばらであることを合理的に説明する努力というのは、所管官庁の方でやるべきなのは当然という御意見。

また、自治体の意見をきちんと聞くことは必要であるという御意見を、その際にいただいております。

そのような御意見を踏まえた上で、これを答申にまとめる必要があったわけでありすけれども、意見交換を4月に行いまして、5月の答申で何らかの方向性をまとめるには至りませんでしたので、答申と、それを踏まえた実施計画におきましては、(5)の四角の中でありすけれども、「地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国として対応について結論を得るべく、引き続き検討する」ということを決定いたしまして、以後、引き続きの検討を進める必要があるものでございます。

なお、(6)でございますけれども、6月の規制改革実施計画におきましては、総論として引き続き検討するというにあわせまして、個別の事項としても、先ほど申し上げました移動理美容車の関係も含め、幾つか様式の統一化の関係も含めて、個別の決定を行っているところでございます。

経緯の説明としては以上でございます。

引き続きまして、資料4-2でございますけれども、こちらは、今御説明申し上げた中に、かなり様式とか書式に関する事項が多くございました。議長の指示もございまして、様式、書式に関する事項を、それぞれの決定あるいは具体的な事例としてお示したもののなかから抜粋した資料でございます。この説明は先ほどのとおりでございますので、いたしませんけれども、かなり多くの事項が2ページにわたってありまして、それをまとめてございます。

さらに、資料4-3でございますけれども、先の9月20日の第1回行政手続部会におきまして、これは行政手続コストの削減について御議論をいただいているわけですが、その削減の対象として、地方をどうするのかという議論もございましたので、そこについての議事録を抜粋した資料が4-3でございます。

幾つか御紹介いたしますと、1つ目の○でありますけれども、国の方の手続よりも、むしろ民民でありますとか、地方の手続の方が深刻な問題ではないかという問題意識を持っているという御意見がございました。

それに関係して、イギリスでは、地方に向けてのガイダンスという形で取組を進めているような御紹介もございました。

3つ目の○として、地方との関係は避けることのできない問題だということで前置きがあった上で、下線は様式・書式の関係部分に特に付しているわけでありすけれども、日本全国を股にかけて活動しているとなると、都道府県に出す書式がそれぞれ違う、これについては何で地方自治に任せる必要があるのか、国が一本決めればいいのかという御意見がございました。

2ページ目をお開きいただきますと、これも下線部は書式の関係でありますけれども、フォームについては中央が決める。個別の特記事項があれば特記欄があればいいのではないかと。書式は国が決めるということを原則に持つていくことにすれば、IT化も進むのではないかと御意見がございました。

さらに、2ページ目の2つ目の○でございますと、事業の展開上、地方自治体における手

続が大きな負担になっている、負担感は非常に大きいという御意見もあったところがございます。

事務局からは以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

この議題を真っ先に取り上げましたのは、今御説明がありましたように、行政手続部会で、手続という点では地方自治体との手続も非常に大きい比重を占めていて、それをどう整理していくかということが重要で、とくに書式については取り急ぎ統一をすべきではないかという意見がありましたので、取り上げた次第です。

どうぞ、御意見、御質問、よろしくお願ひいたします。高橋委員。

○高橋委員 私の担当していた行政手続部会で御意見が出まして、特に地方についてどうするのかということについていろいろ意見が出たわけですが、特に前から参画されていたメンバーからは、少なくとも書式については何らかの形で優先して取り組んだほうがいいのではないかと御指摘をいただきましたので、私自身もこの会議のメンバーでございますので、そういった意味で規制に妨げになるようなものについては最大限何らかの形で措置していくべきだと思いますので、その方向で取り組んでいきたいと思ひます。それは御報告です。

あとは、私自身はどう考えているかというのは、もう少し皆様の意見を聞いてから、また申し上げたいと思ひます。

以上です。

○大田議長 それでは、安念委員。

○安念委員 高橋先生にいろいろ御尽力をいただかなければならない分野だと思います。

国から都道府県へ、さらに都道府県から例えば中核市から特例市へといったように分権が進んでまいりまして、いわば規制権限を持っている主体がどんどん分散しているという状態でございます。分散すること自体がもちろん悪いわけではないのですが、ビジネスにとってはやはりコスト増になるということは避けられない。

この場合、例えばほかの自治体では許されているのにどうしてここではできないのですかとか、あるいは似たような書式のはずなのにどうして書き方が違うのですかとか、さらには許認可の手続について、やはり似たような要件なのだけれども、何かちょっと違うような書き方になっている。

なぜ違うのですかというのは、これはビジネスの側からすると非常に当たり前の質問でして、それに対して、それは地方分権だからですという答えになる。つまり、何が言いたいかというと、地方分権が悪いわけでは全然ない。そうではなくて、地方分権に名を借りた思考停止が悪い。それだけのことだと私は思っています。だから、その違いが説明できなければ、やはり違いがあるほうがおかしいのではないかという話になっていくのは当たり前のことだと思うのです。

事務局にいろいろ御紹介いただいた中に、ソフトクリームの話があったでしょう。私は

ソフトクリームについては深く研究をいたしまして、皆さんに一度御披露したいと思うぐらいです。ソフトクリームの移動販売の規制についていろいろ自治体によって違いがあるのか、経緯からするとわからなくはないです。

昔はソフトクリームを自分でつくっていたのです。ところによってはアイスクリームや何かで大きな食中毒といったような深刻な事態が起きたところもあるものですから、そこはやはり規制を厳しくしなければいけないということがあったらしいのです。

ところが、今のソフトクリームというのは、そんなふうにしてつくるのではなくて、ソフトクリームフリーザーというので作るのですが、御存じですか。コーンを置いて、スイッチを押すとうねうねととぐるを巻いたようになるソフトクリームフリーザーというのがある、それに材料を入れれば自動的にできます。家電メーカーや、さらには三菱重工でさえつくっている。つまり、もう技術的に問題は解決されているわけです。その取説をがウェブ上に全部上がっている、私はそれを印刷して子細に検討した。そうしたら、本当に分解しやすく、掃除がすごく楽なのです。だから、自分でもやれるんじゃないかと。

つまり、多くの問題はもう技術で解決されてしまっているのです。それでもなお、今までこうだったからこうですという話がやはりあるということです。だから、それが私の言う思考停止です。

ただし、東京23区の中では、ほかの区で許可をもらっているなら、うちでもやっていいですというような極めて合理的な扱いもあるのです。そういう先進的なプラクティスもあるので、別に自治体が悪いとか、そういうことでは全然なくて、もう既にそういう萌芽はあるということです、この規制と地方の問題というのはこの会議全体としても強力に取り上げていただければ、大変世の中の役に立つのではないかと思います次第です。

○大田議長 吉田委員。

○吉田委員 私も大賛成で、技術が思考停止を変えるという、本当にそうだと思うのです。今の世界がそうではないですか。それでやはりITありきだと思うのです。ITでプロセスをスタンダード化するという途端に、イギリスのこれは私が言ったのですけれども、イギリスがその手法をとったわけです。中央政府で物すごくいいクラウド、ガバメントのeクラウド、これを使いたければ、あなたたちもこういうふうにならなければいけない。それは様式とかプロセスだけではなくて、もう規制そのものも当然それにはまってくるわけですね。こういうリードの仕方というのは、絶対に今のソフトクリームのお話のように、あるのではないかと思います。

だから、まずITありきで、それが世界最先端IT国家云々の中の地方公共団体のオープンデータ推進何とかというイニシアチブももう出ているわけですね。ぜひそこからやっていただきたいと思うのが1点。

これを見ていて、経済界には国としてがりがりやっているのに、地方には優しくていいなんて思ったのですけれども、例えば女性活躍推進法案なんかにしても、やれやれということでも面倒くさいなと思って始めたことも、結果はよくなったわけですね。こういう上か



らのガイダンスで「見える化」、競争心を経済界の中で起こさせるということが物すごく功を奏したわけです。

そもそも行政の簡素化をしようと言ったのも、日本が働きやすい国ナンバーワンになるでしたか、何かそういうのがありましたね。それを地方でいっそランキングしたらどうだろうと思ったのです。地方でみんな現状と、住みやすさ、ビジネスのしやすさランキングみたいなことをすると、結構皆さん、お尻に火がつくのではないかと。こういう国としてリーダーシップというのは、女性の活躍推進法案でやったみたいに、あるのではないかなと思いました。

○大田議長 ありがとうございます。

原委員。

○原委員 ありがとうございます。

私は、地方分権というのを高らかに唱えている自治体のお仕事もお手伝いをしたりしているものですから、その立場でとってはいけないのでしたか、その経験も踏まえて申し上げますと、お話があったように、国と自治体の両方に権限があるという中途半端な地方分権というのがしばしば最悪の結果をもたらしていて、前の会議でも取り扱われた待機児童というのはまさにその最たる例だと思いますけれども、国と自治体の両方に権限があるがゆえに、待機児童がある自治体で生じたときに国も自治体もどっちも責任転嫁ができる。一方で、現場の問題、事故が起きるとか、そういった安全の問題というのは、これは一義的に自治体の責任になってしまうので、そうすると国が言っているよりも自治体が安全サイドに振れる。こういう構造的な問題だと思うのです。

したがって、保育の問題なんていうのは、もう自治体に全て責任を負わせるか、あるいはどうしてもそれができないのだったら国が全部やる。どっちかにしたらいいのだと思います。

そういう問題がある中で、まずこの書式の話というのは理解いたしましたし、安念先生の取り組まれているソフトクリームとか混浴の問題というのもいいと思うのですけれども、やはり根源的な問題というのは、国と自治体の権限と責任をどう分配していくのかという、その根っこの議論を個別の分野ごとにやっていくことができないと、問題の本質的な解決にはならないのではないかと思いますので、今期の会議ではぜひそういったところも含めて取り組めるといいのではないかと思います。

以上です。

○大田議長 高橋委員。

○高橋委員 いろいろな先生方のお話を聞いて、私の意見を申し上げたいと思います。

この問題は、やはり安念先生がおっしゃったように、地方分権が悪いというわけではなくて、そのやり方の問題だと私は思います。問題は幾つか、この事務局から出された事例も、実はいろいろな話をごっちゃに出てきていて、これは整理しなければいけないのではないかと思います。

例えば、役所がちゃんと解釈通知を出していなくて、それで法令の解釈としてはっきりしていないので、自治体がばらばらに取り扱いをしている。コンビニの例なんかは多分そうだと思います。ですから、役所が新しい事態に対応して、きちんと法令解釈でこうだということを決めれば、そこは自治体が迷わないで運用できる話が第1点としてある。

もう一つ、条例委任している場合に、その条例の運用がちょっとまずいという話があるときには、これは自治体のほうで、自分できちんと考え直してもらおうということが極めて重要で、多分そういう装置をつくらないといけないのではないかな。要するに、規制改革会議と例えば六団体の代表者がちゃんと会って、こういうものについてはこういう問題があるので、お互い事務局を通じてきちんとちゃんとやってくれと。こういう場がないと、これはなかなか進まないのではないかなと思います。

最たるものが、実は競争手続というのは自治体がやるものなので、自治体の競争手続については国が決めようがないのですね。そういった意味では、これは自治体が競争を、日本全国を阻害しないようにちゃんと協調して、決めてくださいということをどこかの段階でちゃんと相手方に投げて、責任を持った回答を引き出すということが必要なのではないかな。

だから、それぞれ対応が違ってしまっていて、最後に書式の問題はどうかということですが、書式の問題は、法令上は執行上必要なものだというので、各法律にいわゆる委任規定があります。そこにもう政令で書く。こういう対応もできなくはないのですが、やはり許認可官庁が執行上の話は必要性を持っているので、執行上の許認可官庁の権限をそうやって国のほうでとってしまうというのは、これはまた理論上、六団体、いろいろな学者からの反対も結構あると思います。そういった意味では、この話はやはり六団体とちゃんと話し合うべきだと。それで、ちゃんとしかるべき責任を持った対応を引き出すという方向で、規制改革が特別な体制を組んでやるのが私はいいのではないかなと思います。

以上です。

○大田議長 森下委員。

○森下委員 多分唯一の地方在住者なので、是非議論に加わりたいと思います。この問題というのは、どちらかというと東京から離れば離れるほどわかりにくくなっていると思うのです。お話ししていても、各地方公共団体の方は隣の書類なんて見たことがないと。そういう意味では、何が統一書式なのかと。恐らく発想がないと思うのです。

そういう意味では、少なくとも今後の新規の法案に関しては、地方に委託するときに、最初にひな形を国のほうでつくって一緒に出すべきではないか。これは出さない限り、統一しろといったってできないと思うのです。

そういう意味では、あくまでもこれを参考としてでも結構だと思いますけれども、追加するのであれば、統一のフォームの後ろの部分に追加部分をつけ加えてもらう。そうしないと、途中に入ってくると、一体何がつけ加えられていて、何が地方自治体独自かというのが多分誰にもわからない状態だと思うのです。そういう意味では、今ある書式の統一の

部分と、今後新規法律ができてどのように統一するかというのを2つ分けて考えないと、なかなか片がつかないのではないかと。うまくいけば、新規のものをやっているうちに、時間がかかるかもしれませんが、かなり統一できてくるのではないかなと思います。

これはアンケートを出しても、地方公共団体は一体何が統一かというのはわからないので、恐らく回答も返ってこないと思うのです。そういう意味では、統一すべきというところをやはり明確にしないと、やみくもにアンケートをしても多分実態は見えてこないで、少し方法論的には、先ほど言ったように、既存のものと新規のものを分けて考えるというのが必要ではないかと思います。

○大田議長 ありがとうございます。

いろいろな御意見が出ました。事務局がいろいろ説明した例も少し分けて検討する必要があるのではないかと。それから、方法論も検討すべきだという御指摘をいただきました。この件はこれから何回かに分けて議論する必要がありますし、高橋委員から御指摘があったように、地方六団体の御意見なども踏まえて検討していく必要があります。次にこのテーマを扱うときは、書式、様式に焦点を当てて議論してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 では、その方向でスケジュールを検討したいと思います。

以上で本日の議事は全て終了となりますが、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○佐脇参事官 特にございません。

○大田議長 これにて本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。